慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	EFTA (欧州自由貿易連合) と欧州の再編成 : EEA (欧州経済領域) を超えて
Sub Title	EFTA in a Changing Europe : beyond the EEA
Author	吉武, 信彦(Yoshitake, Nobuhiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.9 (2001. 9) ,p.27- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010928-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

EFTA（欧州自由貿易連合）と欧州の再編成
――EEA（欧州経済領域）を超えて――

吉武信彦

はじめに
一　EFTA・EC関係の歴史的展開
（一）自由貿易地域構想の挫折（一九五七年～一九五九年）
（二）EFTA創設とイギリスのEEC加盟申請（一九五九年～一九六九年）
（三）ECの第一次拡大とEFTA（一九六九年～一九七三年）
（四）自由貿易協定とEFTA・EC関係（一九七三年～一九八四年）
二　EEAをめぐるEFTA・EC関係
（一）EEA交渉の背景
（二）EEA交渉の活性化とEEA協定
（三）EEA協定の意義と限界
三　EEA協定締結後のEFTA
（一）EEA協定からEU加盟へ
（二）欧州新秩序形成におけるEFTAの役割
（三）自由貿易協定をめぐる新展開
おわりに

はじめに

一九八〇年代末以来、東欧諸国の社会主義体制崩壊、ドイツ統一、ソ連解体という劇的な変動により、欧州は新しい政治・経済秩序を求めて試行錯誤を繰り返している。その中で、特にEU（欧州連合）は経済的にも政治的にも発言力をますます強めており、欧州新秩序の中心的担い手として注目を浴びている。[1] このEUの発展の陰で、一九八〇年代末当時オーストリア、アイスランド、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、スイスの六カ国により構成されたEFTA（欧州自由貿易連合）も、欧州の再編成という新しい情勢に直面し、経済的にも政治的にもその存在意義を問われ、新しい役割の模索を迫られた。一九六〇年に創設されたEFTAは、EC（欧州共同体）とともに西欧を二分する勢力をもち、西欧諸国の経済発展と安定に貢献してきた。また、EFTAは一九八四年以来ECとの間でEEA（欧州経済領域）[2]と呼ばれる一大経済圏を創設しようと交渉していた。このEEA交渉は、一九八〇年代末以降の欧州の再編成という新しい状況の中で、西欧内の再編成の動きとしてその重要性を高めることになった。このように、EFTAも欧州新秩序づくりの一翼を積極的に担おうとしたのである。

このEFTAは政治的にはNATO（北大西洋条約機構）加盟国、中立国という多様な諸国の緩やかな集合体であり、[3] 地理的にEC諸国とソ連、中・東欧諸国との間に位置していた。そのため、EFTA諸国の動向は、欧州全体の秩序形成にも大きな影響を与えることになった。特に、EFTAの大半を占めた中立諸国は冷戦の終焉を受けて急激に外交政策を転換し、新しい国際環境に独自に適応しようとした。その結果が中立諸国のEU加盟であった。これはEUの存在をますます強固なものとする一方、EEA、さらにはEFTA自体の弱体化をもたらした。一九九〇年代後半以降、EFTAは欧州の再編成において影響力を低下させている。二〇〇〇年五月、

ＥＦＴＡは創設四〇周年を迎えたが、[4] それもほとんど注目されることはなかった。それとは対照的に、同年五月、ＥＵはその出発点であるシューマン・プランの五〇周年を迎え、世界の目を集めたのである。[5]

ＥＦＴＡは冷戦終焉後の欧州でいかなる役割を果たしたのであろうか。また、なぜＥＦＴＡはその弱体化を止められなかったのか。現在、ＥＦＴＡは完全に役割を終えたのであろうか。これらの問題意識から、本稿はＥＦＴＡ・ＥＣ間のＥＥＡ交渉の進展を欧州再編成の動きの一つとして捉え、一九八〇年代末以降の欧州新秩序形成においてＥＦＴＡが果たした役割を考察するとともに、中立国をはじめとするＥＦＴＡ諸国が新しい欧州情勢にいかに対応したかを検討しようとするものである。その際、単に一九九〇年代の動きのみに注目するのではなく、一九五〇年代以来のＥＦＴＡ・ＥＣ関係を整理し、歴史的視野から分析する。こうした作業を通じてＥＦＴＡの活動を総括し、四〇周年を迎えたＥＦＴＡのおかれている現状を考えたい。

ＥＦＴＡに関する研究は、ＥＦＴＡ創設以来、その加盟国を中心に積み重ねられてきた。[6] 当初、ＥＦＴＡ自体の組織・活動、各加盟国（特に、イギリス）の対ＥＦＴＡ政策・対ＥＣ政策に関心が集まり、概して経済的な分析が多かった。これは、ＥＦＴＡが冷戦下の欧州で地域経済組織として実務的な経済協力に専念した結果、その経済的意味を分析する必要性があったからであり、またＥＦＴＡ最大の加盟国、イギリスの動向がＥＦＴＡの将来、ＥＣの発展に決定的な意味をもっていたからである。しかし、欧州の地域組織に関する研究において、ＥＦＴＡ研究は、ＥＣ研究に比べると、脚光を浴びることはなかった。イギリスがＥＦＴＡを脱退し、ＥＣに加盟した一九七三年以降は、特にその傾向が強まった。その後、一九八〇年代末以降、冷戦が終焉した欧州でＥＥＡ交渉の重要性が高まり、ＥＦＴＡが注目されると、ＥＥＡ交渉に関する研究が実際の交渉と並行して活発になされた。[7] それは、欧州の新秩序形成においてＥＵのみならずＥＦＴＡも一翼を担うようになり、重要性を増したためである。それゆえ、経済だけでなく、政治・外交面を重視した研究も多くなされた。しかし、ＥＦＴＡ主要国

がEUに加盟した一九九五年以降、EFTAに対する関心は低下し、研究も急減している。EFTAに残留した国々においても、研究の中心はEFTAではなく、拡大、深化を続けるEUとの関係、EUからの影響に集まっている。

以上のように、EFTAに関する内外の研究は、欧州におけるEFTA自体の位置づけを強く反映し、進展と停滞を繰り返してきたのである。それゆえ、本稿は、注目されることの少なくなったEFTAを創設四〇周年という節目で改めて取り上げ、特にその一九九〇年代の活動を再検討するものである。その際、冷戦終焉後の欧州再編成という国際環境を考慮し、その中でのEEAをめぐる外交交渉、EFTAの位置づけ、役割を考えるために政治・外交面を重視した分析を採用する。これにより、EUの発展という観点でのみ理解されがちな一九九〇年代の欧州の国際関係をより多面的に捉えることができよう。また、我が国ではEUに比較するとEFTAに関する研究は極めて少なく、EFTAについてその歴史、組織、現状などを網羅した研究はない。それゆえ、本稿ではEFTAに関してその公式資料に基づき基礎的情報をできる限り提供するように努めた。

一　EFTA・EC関係の歴史的展開

本章では、EFTA・EC関係の前史としてEEA構想が提起される一九八四年までを四つの時期に区分して考察する。四つの時期とは、一九五七年～一九五九年、一九五九年～一九六九年、一九六九年～一九七三年、一九七三年～一九八四年である。

（一）　自由貿易地域構想の挫折（一九五七年～一九五九年）

ＥＦＴＡ創設に至る一九五〇年代後半の時期、西欧の国際環境は極めて厳しかった。その当時も、西欧において秩序の再編成が行われていた。ＥＣＳＣ（欧州石炭鉄鋼共同体）六カ国は欧州防衛共同体、欧州政治共同体の失敗による停滞を打開するため、一九五五年六月のメッシナ会議以後、共同市場の設立を模索していた。他方、ＥＣＳＣ諸国の動きに取り残されていたイギリスなどの西欧諸国はこれに危惧を抱いた。なぜならば、ＥＣＳＣ六カ国で関税同盟を含む共同市場が設立されると、その域内で関税が撤廃されるため、域内で貿易が新たに創出されるのに対し（貿易創出効果）、域外諸国との貿易は対外共通関税もあり減少すること（貿易転換効果）になりかねなかったからである。[8] そうした経済的打撃を避けるため、イギリス政府は一九五六年七月のＯＥＥＣ（欧州経済協力機構）閣僚理事会でＥＣＳＣ六ヵ国と他のＯＥＥＣ加盟国との間の連合形態を検討することを提案した。[9] イギリスはＯＥＥＣ諸国全体で自由貿易地域（ＦＴＡ）をつくることを考えていたのである。イギリス政府の政府白書（一九五七年二月）によれば、その自由貿易地域（ＦＴＡ）案は工業製品に対する域内関税と数量制限を撤廃し、西欧を一つの自由貿易地域にしようとするものであった。しかし、これは農産物を除外し、対外共通関税も設定しないものであった。そのため、一九五七年三月にＥＣＳＣ六カ国が調印したＥＥＣ（欧州経済共同体）条約（一九五八年一月発効）と比較すると、極めて緩やかな内容であった。一九五七年一〇月、ＯＥＥＣ閣僚理事会はＥＥＣ条約とＦＴＡ案との調整について交渉をするため、イギリス代表モードリングを委員長とする閣僚級の政府間委員会（モードリング委員会）を設立した。この委員会は同年一一月から一年間交渉を重ねたにもかかわらず、一九五八年一一月にフランスのド・ゴール首相の反対に直面し、結局、決裂することになった。ド・ゴールによれば、ＦＴＡ交渉は「英国および全西欧を含む広大な自由貿易地域に六カ国共同体［ＥＥＣ―筆者］を引入れて、共同体を発足当初から解体させてしまおうとする交渉」でしかなかった。[10] こうして、すべての西欧諸国を含む枠組みづくりは失敗し、西欧の分裂が決定的になった。

（二）　ＥＦＴＡ創設とイギリスのＥＥＣ加盟申請（一九五九年～一九六九年）

ＦＴＡ交渉挫折直後から、ＥＥＣ以外の西欧諸国は孤立を避けるために自分たちだけで自由貿易地域をつくることにした。それがＥＦＴＡであった。これはＥＥＣによる貿易転換効果を最小限に抑えるとともに、ＥＥＣに対して結束することで交渉上の立場を強化することを意図していた。ＥＦＴＡ設立交渉では、特にスウェーデンが各国の調整役を果たした。一九五九年七月二〇日、二一日、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、イギリスの西欧七カ国は、スウェーデンのストックホルム郊外、サルショバーデンにおける閣僚会談でＥＦＴＡ設立に合意した。その後、協定条文の起草作業が進み、同年一一月二〇日にストックホルムでの閣僚会談でＥＦＴＡ協定が仮調印された。正式調印は、スウェーデン外相が各国政府から集めて回り、翌六〇年一月四日、最後にスウェーデン政府が同協定に調印し、完了した（同年五月三日発効）[11]。

ＥＦＴＡは、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、イギリスの七カ国[12]の間で工業製品に関して関税、数量制限などの貿易障壁を一九七〇年一月一日までに段階的に引き下げて撤廃し、一〇年間で自由貿易地域をつくることを目的としていた。これは、ＥＥＣの関税同盟完成までの過渡期間に合わせた日程であった。その後、一九六三年五月一〇日のＥＦＴＡ閣僚理事会（ポルトガル・リスボン）で、撤廃期限は一九六六年一二月三一日に早められた[13]。このＥＦＴＡは、ＥＦＴＡ協定前文に「ＥＥＣ加盟国を含むＯＥＥＣ加盟国間で貿易障壁を撤廃し、より緊密な経済協力を促進するための多国間組織の早期設立を促そうと決意した」とあるように、最終的な解決策ではなく、全欧州的な経済組織への第一歩と考えられていた。また、あくまでも各加盟国の主権の範囲内で緩やかな経済協力を行うものであった。そのため、決定は各加盟国の閣僚あるいは駐ＥＦＴＡ代表部大使からなる理事会（Council）において基本的に全会一致でなされる（ＥＦＴＡ協定

図1　EFTA組織図（1987年）

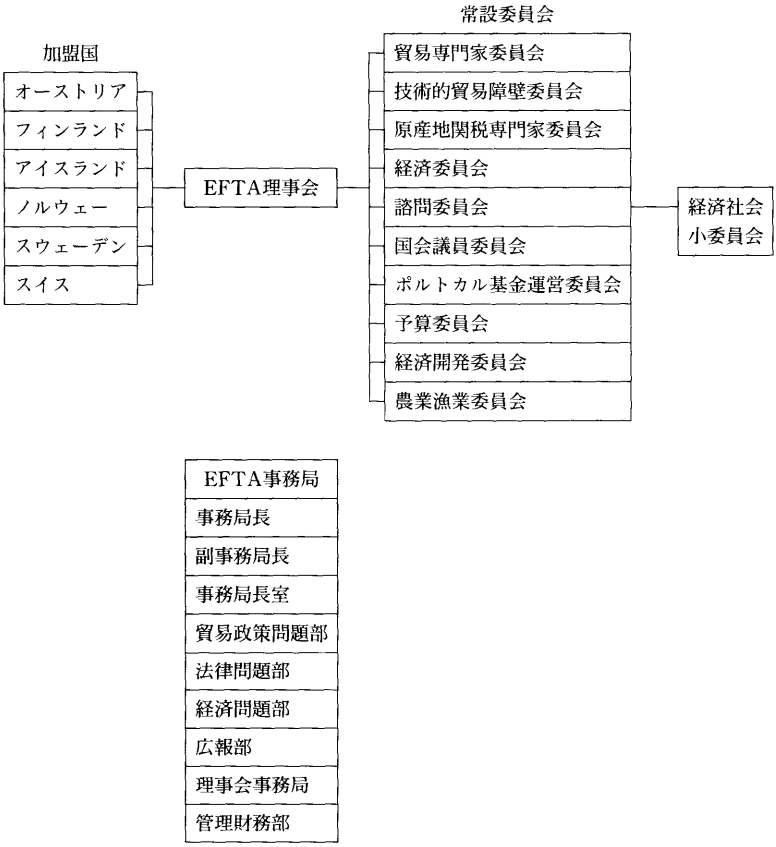

出所　EFTA, *The European Free Trade Association*, Geneva: EFTA Secretariat, 1987, p.43に基づいて筆者が作成。

第三二条）。発足当初、閣僚は大体四カ月に一回、駐ＥＦＴＡ代表部大使は週一回のペースで理事会を開催した（その後、前者は年二回、後者は二週に一回のペースに落ち着いた）。理事会の下には、常設委員会として関税委員会、貿易専門家委員会、予算委員会、諮問委員会が設けられたが、組織の発展とともに常設委員会の数は増加した。また、理事会、常設委員会の活動を支えるため、小規模ながら事務局がスイスのジュネー

ブに設置された。[14] 図1は一九八〇年代後半におけるEFTAの組織図である。

以上のように、EFTAは西欧の一部の地域で自由貿易地域をつくろうとする試みであったが、こうした地域的取り決めは関税及び貿易に関する一般協定（GATT）の無条件最恵国待遇という原則（第一条）と矛盾する。しかし、実際にはGATT第二四条において自由貿易地域、関税同盟のような地域的取り決めは例外として認められており、EFTAもEECもまさにこれに該当したのである。

では、EFTAとEECにはいかなる違いがあったのであろうか。EFTAもEECも経済統合の一つであるが、その性格は大きく異なる。経済統合には、五つの形態があるとされる。①自由貿易地域（関税、数量制限の撤廃）、②関税同盟（関税、数量制限の撤廃と対外共通関税の設定）、③共同市場（関税同盟に加えて、労働、資本の自由移動）、④経済同盟（共同市場に加えて、経済政策の調整）、⑤完全なる経済統合（経済同盟に加えて、金融政策、財政政策、景気対策の統一化と超国家機関の設立）である。[15] 形態が進むとともに各加盟国の経済はより緊密化し、最終的には一つの経済に統合されるのである。ただし、この五つの形態はあくまでも理念型であり、現実には各形態の様々な政策が混合したものも多い。また、①から⑤の形態は順番に発展するものでもない。たとえば、EFTAはこの五つの形態でいえば、①のみをめざしたものであり、それ以上の経済統合を求めることはなかった。それに対して、EECは経済的に②③を出発点としてさらに上の形態をめざすものであった。また、「欧州諸国民間の絶えず一層緊密化する連合の基礎を確立する」との決意（EEC条約前文）をみると、EECは将来的には政治的な統合すら意識していたといえよう。このように、EECは統合の深化という点でダイナミックな性格を有する組織であった。こうした違いは、EFTA、EEC加盟国の組織への関わり方にも差を生むことになった。つまり、西欧はEECの「内部六カ国」とそれを取り巻くEFTAの「外部七カ国」という二つのブロックに分裂したといわれたが、実際のところ、EFTAはEECの動きに取り残された西欧七カ国の寄せ集めの組織

にすぎず、西欧周辺国の地域組織としてEECの発展の前に存在感が薄かったのである。

その結果、EFTA諸国は、一九六一年六月二八日の閣僚理事会（ロンドン）で早くも「統合された欧州市場」をつくり出すことで合意し、それぞれEECに加盟あるいは連合を求めていくことになった[16]。同年七月三一日には、EFTA最大の加盟国イギリスがEECに加盟を申請すると発表し、同年八月一〇日に加盟申請を行った。この背景としては、沈滞するイギリス経済を立て直し、また世界におけるイギリスの影響力の低下に歯止めをかけようとしたことが考えられる。EFTA加盟国の中でもイギリスとの経済関係が強いデンマーク、ノルウェーはイギリスの決定にならい、それぞれ一九六一年八月一〇日、一九六二年四月三〇日にEECに加盟申請を行った[17]。その他のEFTA諸国もEECに接近を試みた。オーストリア、スウェーデン、スイスの中立EFTA諸国は一九六一年一〇月一九日にウィーンで会談し、中立政策に伴う問題を考慮して連合関係（EEC条約第二三八条）を求めることを確認し、同年一二月一二日（オーストリア、スウェーデン）、同月一五日（スイス）、EECに交渉開始を求めた[18]。しかし、こうして始まった交渉も、結局一九六三年一月一四日にフランスのド・ゴール大統領がイギリスのEEC加盟に反対したために打ち切られることになった。ド・ゴール大統領は、アメリカとの関係を重視するイギリスの態度を嫌い、これがEECの発展の障害になるとして拒否したのである[19]。

その後、一九六七年五月一〇日にも、イギリスはEECに加盟申請を行い、デンマークは翌日、ノルウェーは同年七月二一日にこれに続いた。スウェーデンは、同年七月二六日に中立政策との両立を前提に拡大EECに参加するための交渉を要請した[20]。しかし、ド・ゴール大統領が再びイギリスのEEC加盟に反対し、同年一二月一八日、一九日のEC閣僚理事会で加盟問題は棚上げされたのである[21]。このように、ド・ゴール大統領の反対によりEC加盟問題の停滞は一九六〇年代を通して続くことになった。

そのため、EFTAはそのまま存続することになったものの、その一部加盟国がEEC加盟の方針をもってい

たために組織としての求心力を失っていくことになった。しかし、ＥＦＴＡが経済的に全く無力であったわけではない。ＥＦＴＡの目的であった工業製品に対する関税の引き下げ・撤廃は、一九六〇年七月一日の二〇％引き下げを手始めに開始され、創設時の予定よりも三年早い一九六六年一二月三一日に完了した。数量制限も若干の例外を除き最終的に一九六七年一月一日から撤廃された[22]。それに伴い、ＥＦＴＡ域内の貿易額も毎年増加し、たとえば一九五九年から一九六七年までの域内輸出額の伸びは年平均一一・一％を記録している。それに対して、同時期におけるＥＦＴＡの対ＥＥＣ輸出額の伸びは年平均七・七％であり、一九六七年のように前年に比べて減少を記録することもあった（マイナス二・三％）[23]。ＥＦＴＡの対ＥＥＣ貿易収支は、一九六〇年代以来、一貫してＥＦＴＡの輸入超過で推移した。こうした背景には、ＥＥＣによる貿易転換効果もあったと考えられる。

（三）　ＥＣの第一次拡大とＥＦＴＡ（一九六九年～一九七三年）

ＥＣ拡大問題の停滞は、ド・ゴール大統領の引退後の一九六九年一二月一日、二日に開催されたハーグＥＣ首脳会議で打開され、翌七〇年六月三〇日からデンマーク、ノルウェー、イギリスのＥＦＴＡ三国と中立国アイルランドのＥＣ加盟交渉が開始された。この四国のＥＣ加盟交渉は一九七二年一月二二日にＥＣ加盟条約の調印により終結した[24]。しかし、ノルウェーは同年九月二四日、二五日の諮問的国民投票の結果、国民の過半数がＥＣ加盟条約に反対したために、ＥＣ加盟を断念せざるを得なかった[25]。デンマーク、アイルランド、イギリスは予定通り条約を批准し、一九七三年一月一日にＥＣ加盟を果たした。なお、デンマーク、イギリスはＥＣ加盟に伴い一九七二年末をもってＥＦＴＡを脱退している。

ＥＣに加盟しようとしていたＥＦＴＡ諸国デンマーク、ノルウェー、イギリスとＥＦＴＡに残る国々との間の自由貿易関係を維持するため、残留ＥＦＴＡ諸国とＥＣとの間で調整が必要であることは、一九七〇年にＥＣ加

盟交渉が再開された時点から認識されていた。**表1**は一九七〇年の各EFTA諸国の地域別貿易シェアであるが、EFTA諸国にとって、EFTA域内の市場はEC市場とほぼ同等の重要性をもつものであった。しかし、デンマーク、ノルウェー、イギリスが調整なしにECに加盟すると、残留EFTA諸国はこれら三国と自由貿易を行えなくなり、貿易転換効果により輸出市場を失いかねなかった。特に、EFTAの域内輸入総額に占めるデンマーク、ノルウェー、イギリス各国のEFTAからの輸入額シェアは、それぞれ一四・一%、一二・八%、二六・四%であった[26]。これに示されるように、三国はEFTA諸国にとって極めて大きな市場であったため、影響は計り知れなかった。そのため、各EFTA諸国とECは、イギリスなどのEC加盟交渉と並行して一九七〇年一一月から自由貿易協定の交渉に入った。一九七二年七月二二日には、オーストリア、アイスランド（一九七〇年三月一日にEFTA加盟）、ポルトガル、スウェーデン、スイスとECはブリュッセルにて二国間の自由貿易協定を締結した。また、EFTAと連合関係にあったフィンランドとECとの自由貿易協定も他のEFTA諸国と同日に仮調印され、一九七三年一〇月五日に調印された。その他、EC加盟を断念した

表1　1970年におけるEFTA各国の地域別貿易シェア（%）

加盟国	対EFTA		対EC		対USA		対ソ・東欧		その他	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
オーストリア	26.6	19.6	39.4	56.1	4.1	3.4	12.9	9.4	17.0	11.6
デンマーク	50.4	41.5	22.7	33.2	7.7	7.5	3.5	3.4	15.7	14.5
フィンランド	43.4	39.2	23.2	26.9	4.7	5.2	15.7	16.1	13.0	12.7
アイスランド	38.3	43.1	16.8	27.5	30.0	8.1	10.1	10.7	4.8	10.6
ノルウェー	46.6	44.6	29.7	24.9	5.7	7.2	2.5	2.2	15.6	21.1
ポルトガル	35.5	24.8	18.3	33.1	8.7	6.9	0.8	0.6	36.8	34.6
スウェーデン	44.6	37.8	27.6	33.9	6.0	8.7	5.0	4.7	16.9	14.9
スイス	21.2	18.2	37.4	58.4	8.9	8.5	4.1	2.1	28.5	12.8
イギリス	15.9	15.6	21.8	20.1	11.7	13.0	3.2	4.0	47.4	47.2
EFTA全体	28.1	25.1	26.2	31.6	8.9	9.7	4.8	4.6	31.9	29.0

出所　EFTA, *Eleventh Annual Report of the European Free Trade Association 1970-1971*, Geneva: EFTA, 1971, p. 14, Table 1 に基づいて筆者が作成。なお、EFTAと連合協定を結ぶフィンランドもEFTA諸国に含めて計算した。

ノルウェーは、その直後の一九七二年一一月からECとの間に自由貿易協定を結ぶ交渉に入り、一九七三年五月一四日に協定に調印している。EFTA諸国とECとの自由貿易協定は、工業製品の関税を徐々に引き下げ、撤廃し、結果として西欧全体を自由貿易地域にしようとするものであった。(27)

以上のように、EC加盟交渉進展の結果、EFTAからイギリス、デンマークが離脱し、政治的、経済的にECに加盟できない中立諸国、比較的小さな諸国がEFTAに残留したのである。EFTAはもはや西欧を二分する勢力とはなりえなかった。これは、EFTA・EC間の貿易関係にもよく示されている。一九七二年におけるEFTAの貿易総額に占める対EC貿易シェアは、輸出二六・〇%、輸入三四・一%であった。しかし、翌七三年には輸出四八・〇%、輸入五六・七%に増加した。それに伴い、同時期のEFTA域内貿易のシェアは急減し、輸出で二九・一%から一八・五%となり、輸入で二五・五%から一六・一%になった。(28)ここにEFTA諸国がEC市場に大きく依存するという構図ができあがったのである。イギリスとデンマークのEFTA脱退の結果がいかに大きかったかがわかる。その点で、一九七三年はEFTAの歴史にとってその性格が大きく変化した転換点であったと考えられる。

（四）自由貿易協定とEFTA・EC関係（一九七三年〜一九八四年）

EFTA諸国とECとの間に締結された自由貿易協定は、EFTAとEC加盟国間に工業製品に関する自由貿易地域を設立することを目的としていたが、これは一九七七年七月一日にほとんどの工業製品について達成された。残っていた製品（たとえば、紙製品、繊維、金属）に対する関税も一九八三年末（フィンランドについては、一九八四年末）までに撤廃され、一九八四年一月一日からEFTAとECは完全に自由貿易地域となった。(29)その結果、西欧は一九五〇年代後半のFTA交渉失敗による分裂をようやく克服したのである。

表2　EFTA、EU加盟国の変遷

年	EFTA	EU（EEC／EC）
1958		原加盟6カ国（ベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ）
1960	原加盟7カ国(オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、イギリス)	
1970	8カ国（アイスランド加盟）	
1972	6カ国（デンマーク、イギリス脱退）	
1973		9カ国（デンマーク、アイルランド、イギリス加盟）
1981		10カ国（ギリシャ加盟）
1985	5カ国（ポルトガル脱退）	
1986	6カ国（フィンランド加盟）	12カ国（スペイン、ポルトガル加盟）
1990		12カ国（東ドイツ吸収）
1991	7カ国（リヒテンシュタイン加盟）	
1994	4カ国（オーストリア、フィンランド、スウェーデン脱退）	
1995		15カ国（オーストリア、フィンランド、スウェーデン加盟）

2001年現在の加盟国
EFTA：　アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス
EU：　ベルギー、デンマーク、ドイツ、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトカル、フィンランド、スウェーデン、イキリス

出所　EFTA、EUの公式資料により、筆者か作成。

しかし、この時点までにECは関税同盟を達成し、経済通貨面の統合に乗り出す一方、外交協力にも努力していた。また、ECは拡大に成功し、徐々にその領域を広げていった。EFTAからも、ECは前述のように一九七三年にデンマーク、イギリスを吸収し、さらにその後一九八六年にはポルトガルも吸収している（EFTA、EUの加盟国の変遷については**表2**を参照）。他方、EFTAは、EC周辺に位置する小さな国の組織になり、工業製品の自由貿易という最低限の目的しかもたず、それ以上の協力を行う能力も意思も有していなかった。ECとの間にも、自由貿易協定という最低限の結びつきを確保しているにすぎなかったが、その関係で十分であるとの認識がEFTA諸国にはあった。そのため、EFT

AとECとの間の違いは歴然としたものになった。

しかし、EFTA諸国にとって、EC加盟は経済的に利益が少なく、また政治的に不可能な選択肢であった。特に、東西両陣営の対立が欧州でも続く中では、EFTA内の中立諸国にすれば、EC加盟の可能性はありえなかった。その意味では、EFTAの存在はイギリスの脱落により影の薄いものになっても、依然として重要性をもつものであった。EFTAは経済的利益を最低限保証し、また外交上の行動の自由を保証してくれるものであった。EFTAが果たしたこうした役割も無視できない。

二　EEAをめぐるEFTA・EC関係

（一）　EEA交渉の背景

EFTA諸国とECとの間の二国間自由貿易協定は過渡期間を終え、一九八四年に全西欧を含む自由貿易地域を達成した。そのため、EFTAとECの全加盟国は一九八四年四月九日、ルクセンブルクにおいて初めて合同閣僚会議を開催し、これまでの成果を祝うとともに、今後の関係について議論を行った。EFTA、EC双方は自由貿易協定による自由貿易地域のみでは不十分であるとの考えで一致し、「双方の諸国に利益となるダイナミックな欧州経済領域を創設する」[30]ために、両者間の協力関係を拡大することを提唱した（ルクセンブルク宣言）。ここにEEAという目標がEFTA・EC間で初めて打ち出されたのである。しかし、この時点では、まだその内容は漠然としていた。

一九八五年、ECは一九九二年一二月三一日を目標として域内市場の完成をめざす域内市場白書を採択し、市場統合に本格的に乗り出した。一九八七年七月には、ECは単一欧州議定書を発効させている。EFTA諸国は、

この域内市場計画により貿易転換効果が起こり、EC市場への輸出が減少するのではないかと恐れた。また、ECが「欧州要塞」といわれるような保護主義に走った場合、EFTA諸国はEC市場から排除され、周辺国に追いやられるのではないかとの懸念を一層強めることになった[31]。こうした懸念を払拭するために、EETA諸国はECとの間で単なる自由貿易地域を超えて、貿易上の障壁を取り除くためにEEAを実現する必要性に迫られることになった。当時、EFTA諸国のECとの貿易は極めて大きく、EFTA側の輸出、輸入ともに大体五〇%以上はECが相手であった。たとえば、表3のように一九九〇年には輸出ではEFTA平均で五八・〇%（最高はアイスランドの六七・八%、最低はフィンランドの四五・六%）がEC向けであり、輸入ではEFTA平均で六一・〇%（最高はスイスの七一・七%、最低はフィンランドの四六・二%）がECからであった[32]。

表3　1990年におけるEFTA各国の地域別貿易シェア（%）

加盟国	対EFTA		対EC		対USA		対ソ・東欧		その他	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
オーストリア	10.1	7.1	65.2	68.6	3.2	3.6	10.4	6.8	11.1	13.9
フィンランド	19.9	19.4	45.6	46.2	5.8	6.8	13.7	11.7	15.0	15.9
アイスランド	8.6	16.3	67.8	49.9	9.9	14.4	3.0	6.7	10.7	12.7
ノルウェー	15.7	21.5	64.9	46.6	6.5	8.1	1.3	2.6	11.6	21.2
スウェーデン	19.0	18.2	54.2	55.2	8.6	8.7	2.3	3.0	15.9	14.9
スイス	6.6	7.2	58.1	71.7	8.0	6.1	3.2	1.2	24.1	14.3
EFTA全体	13.4	13.0	58.0	61.0	6.8	6.6	5.3	4.3	16.5	15.1

出所　EFTA, *EFTA Trade in 1990*, Geneva: EFTA, 1991, p. 62, Table 8に基づいて筆者か作成。

一九八八年二月二日、EFTAとECは第二回合同閣僚会議（ブリュッセル）を開催し、EEAを創設することを再確認するとともに、協力の具体的項目について合意した。また、同年六月一五日、EFTA閣僚理事会（フィンランド・タンペレ）後、EC委員会からドクレルク対外問題担当委員の参加を得てEC委員会・EFTA閣僚会議が開催された。同会議コミュニケは、「ダイナミックかつ均質な欧州経済領域の創設という共通の目標に向けて前進することに

留意した」と指摘している。[33] さらに、同年一一月二九日にもEC委員会・EFTA閣僚会議（ジュネーブ）が開催され（ドクレルクEC委員会委員が参加）、タンペレ会議における決定の実施状況を総ざらいした上で、今後の協力拡大の分野を特定した。

なお、こうした政治家レベルの合意を具体化するため、一九八四年のルクセンブルク宣言に基づき、EFTA・EC間で各協力分野に関して事務レベルの交渉（ルクセンブルク・プロセス）も始まっていたが、交渉分野が多く、交渉自体も専門化、複雑化しているという事情があり、またEC側でもまず域内市場統合を優先したいとの思惑があり、この交渉は遅れ気味であった。しかし、EFTA・EC間の交渉の結果、たとえば一九八八年一月一日より財の通関手続きを大幅に簡素化したり、一九八九年一月一日から原産地規則を改善することに成功したのである。[34]

（二）EEA交渉の活性化とEEA協定

一九八九年一月一七日、ドロールEC委員会委員長は欧州議会における施政方針演説においてEFTA・EC関係にも言及した。その中で、ドロール委員長は一九八四年のルクセンブルク宣言に基づくプラグマティックな協力関係が正しいものか自問する必要があると述べ、将来の選択肢として二つの道筋を挙げた。第一に、現在の二国間の枠組みを踏襲しつつ、最終的にEC・EFTAを包含する自由貿易圏の創設をめざす道筋、第二に、共通の決定・執行機関の設立を含む、制度面で組織化の進んだ新形態の連合体をEC・EFTA間で模策する道筋である。[35]

一九八九年三月一四日、一五日に開催されたEFTA首脳会議（ノルウェー・オスロ）は、このドロール提案を積極的に評価し、「ECとより効果的な協力を行うために共通の意思決定・行政機構をもち、より組織化され

たパートナーシップを達成するための方途を追求する用意がある」と述べた。[36] この直後の三月二〇日、EFTA・EC非公式合同閣僚会議（ブリュッセル）は、EC域内市場統合の進める四つの自由（財、資本、サービス、人）とその他の領域で協力を拡大させることを議論し、またEFTA・EC間のより構造的なパートナーシップをめざして近い将来に交渉を始めることで合意した。[37]

こうして、同年四月二八日にEFTA・EC間に高級事務レベル運営部会（HLSG：High-Level Steering Group）が設置され、予備交渉が新たに始まった（ドロール・プロセスもしくはオスロ・ブリュッセル・プロセス）。HLSGは、EC委員会、EFTA各国からの高級事務レベル代表により構成される予備交渉の場であり、EFTA・EC間でEEA本交渉を開始するための叩き台をつくろうとした。また、HLSGの下には、さらに詳細に個々の問題を検討するために、財の自由移動、サービス・資本の自由移動、人の自由移動、他の隣接領域、法律・制度問題について五つの作業部会も設置された。

一九八九年一〇月二〇日にHLSGは報告書をまとめ、ECの域内市場の求める財、資本、サービス、人の自由移動に関するEC法を基本的にEEAの法的基盤にすることで合意し、その法律の選別作業、例外・過渡措置については今後の交渉に任せるとした。[38] これ以後、EFTA・EC予備交渉は事務レベルの交渉から政治家レベルの決定に委ねられた。一〇月二七日、EFTA非公式閣僚会議（ジュネーブ）はECと交渉にはいる用意ができたことで一致し、同方針は、一二月一一日、一二日のEFTA閣僚理事会（ジュネーブ）でも承認された。その際、EFTAは、政策決定に関して「将来のEEA規則を共同形成、決定するための共同政策決定、行政機関をもつ、より構造的パートナーシップ」を要求した。また、EEA交渉の日程としては、一九九〇年初めにEEA交渉を始め、九〇年半ばまでにEEA協定の大枠をつくり、九〇年のうちに交渉を終え、九三年一月一日のEC域内市場完成と同時に協定を発効させたいと考えていた。[39]

他方、ECは一九八九年一一月二七日の外相理事会（ブリュッセル）でEFTA・EC交渉に関するEC委員会提案を承認し、翌九〇年から本交渉を開始することで一致した。その際、ECはその政策決定の自律性を強調している。一二月八日、九日のEC欧州理事会（ストラスブール）は、EEA交渉を一九九〇年前半に開始することで合意した。また、同欧州理事会は、EFTA諸国にEC域内市場への参加を保証する一方、政策決定過程の自律性、権利と義務との厳格な均衡を強調している。(40)

これを受けて、一九八九年一二月一九日、第三回EFTA・EC合同閣僚会議（ブリュッセル）は、EEAを実現するために一九九〇年前半に本交渉を開始することで合意した。EEAでは、ECの市場統合がめざす財、資本、サービス、人の自由移動がEFTA諸国にも拡大されることになった。また、ECとEFTAは研究・開発、環境、教育、労働条件・社会福祉、消費者保護、中小企業対策、観光などの領域でも協力を強化する。政策決定については、同会議の共同宣言は「双方の政策決定の自律性を完全に尊重する」と確認する一方、「双方の見解が取り入れられることを確保するような手続きを定める」と述べている。(41)

一九九〇年一月、EFTA、ECは本交渉の準備をするため事務レベルのHLSG、五つの作業部会を再開し、本交渉のための詰めを行った。EFTAとしては、法律・制度問題など争点となる問題をさらに明確化する必要があり、また、ECとしてもEC委員会が閣僚理事会から交渉マンデートを得るために作業を続ける必要があった。一九九〇年三月二〇日にHLSGは報告書をまとめ、将来のEEA協定の範囲、内容、形態について十分明確化し、本交渉のための準備を終えている。(42)

EFTAは、同年四月三日、非公式閣僚会議（ジュネーブ）で遅滞なくEEA本交渉を開始する用意ができたと宣言したが、(43) ECでは足並みの乱れが生じ、本交渉開始の準備が遅れた。特に、欧州議会は、EEA予備交渉でEFTAとの共同決定など法律・制度問題も議論されたことを取り上げ、ECの機関である欧州議会にすらほ

とんど認められていない政策決定への関与をなぜEC外の諸国と交渉するのかと疑問を提起し、EC委員会を中心に進められてきたEEA予備交渉を批判した。[44] そのため、EEA本交渉のためにEC委員会に与えられる交渉マンデートの準備作業は進まず、交渉マンデートはようやく同年六月一八日の外相理事会で認められた。

こうして、その直後の六月二〇日にEFTA・EC間でEEA本交渉が開始された。それまで予備交渉を支えてきたHLSGは、高級事務レベル交渉部会（HLNG：High-Level Negotiating Group）になり、また五つの作業部会もそのまま担当分野を引き継いだ五つの交渉部会に模様替えされた。以後、HLNGは月に一度のペースで会合をもち、交渉を進めた。交渉でまず問題となったことは、EEAの法的基盤としてEEA協定に取り込むEC法を選別する作業であった。EEAは、ECの域内市場統合により交渉が活性化したことに示されるように、EFTAがいかにECの動きに取り残されずについていくかという性格を有していた。そのため、予備交渉の段階から基本的にEFTAがEC法を受け入れざるを得ないことはEFTA、EC双方で合意されていた。

同年一〇月のHLNGでは、二つの問題が争点になった。一つは、EFTA側がEC法から多くの恒久的例外をECに求めたことである。もう一つの問題は、ECがEEAの制度的取り決めについて実質的な交渉に入ることを渋ったことである。こうした膠着状態を打開するため、EFTAは同年一〇月二三日の非公式閣僚会議（ジュネーブ）でこの問題を話し合い、ECが共同決定メカニズムのようなEEAの法律・制度問題の議論に応じることを条件に、EFTAも例外の数を最小限にすることを承認した。他方、ECも同日閣僚理事会（ルクセンブルク）を開き、初めて条約の制度問題についても議論に応じることを認めている。こうして翌一一月のHLNG以降、交渉が進展した。特に、EFTA側は、満足のいく法律・制度問題の解決、過渡期間の設定、セーフガード条項が認められるならば、恒久的例外要求を撤回するとECに示唆し、態度を柔軟にした。[45] EFTAとECは、同年一二月一九日にはEEA交渉に政治的な弾みを与えるために第四回合同閣僚会議（ブリュッセル）を開催し

た。この会議では、具体的にＥＥＡ交渉を翌九一年夏までに終了させ、一九九三年一月一日にはＥＥＡを創設することで合意している。また、ＥＥＡの組織として、閣僚レベルのＥＥＡ理事会、高級事務レベルのＥＥＡ合同委員会を設立することでも一致した。しかし、ＥＥＡの共同決定の手続きに関しては打開がみられず、ＥＥＡ裁判所の設立などのＥＥＡの司法メカニズム、監視メカニズムの内容についても交渉を続けることになった。また、ＥＦＴＡの求めていた恒久的例外はセーフガード、過渡期間の問題として交渉が継続されることになった(46)。

一九九一年には、ＥＥＡ交渉は残された政策決定、司法メカニズム問題の他、個別問題についてＨＬＮＧで議論が続けられた。同年五月一三日に開催された第五回ＥＦＴＡ・ＥＣ合同閣僚会議（ブリュッセル）は、基本的にＥＦＴＡ側がＥＣの政策決定過程に参加するのを断念し、そのかわりに独立したＥＥＡ裁判所の設置が認められた（ＥＦＴＡ側から三名、ＥＣ側から五名の判事で構成）。セーフガードと過渡期間の問題でも基本的に双方で合意が得られた(47)。その結果、ＥＥＡ交渉は残された個別問題に重点が移った。この問題には、農業、結束基金、漁業、アルプス通過交通の問題があった。まず、農業は当初ＥＥＡの対象外であったが、本交渉が始まった後にＥＣ側から出された問題である。特に、ＥＣの南欧諸国が約七〇品目の農産品をＥＦＴＡ諸国に自由に輸出したいと要求したが、ＥＦＴＡ側はこれに消極的であった。この問題はＥＣ委員会とＥＦＴＡ各国との二国間で交渉されることになった。結束基金は、ＥＣ内の経済的に遅れた地域を支援するために基金をつくり、ＥＦＴＡにも出資を求めた問題である。漁業は、ノルウェー、アイスランドがＥＥＡ域内の水産物の自由な流通を求めていたのに対し、ＥＣがそれとの引き換えにＥＦＴＡ諸国の漁場への自由なアクセスを要求した問題である。アルプス通過交通の問題では、オーストリア、スイスがアルプスの山岳道路の安全確保と環境保全のためにＥＣの大型トラックの通行を規制していたが、これをＥＣは緩和するように求めていた。この問題はそれまで二国間交渉で行われており、一九九一年初めにＥＣがＥＥＡ交渉の問題として持ち込んできた。

こうした問題は、同年六月一八日の第六回ＥＦＴＡ・ＥＣ合同閣僚会議（ルクセンブルク）で議論され、合意されたかのようにみえたが、この会議後、ＥＦＴＡ、ＥＣ双方に解釈の違いがあることが判明し、交渉は継続された。漁業問題ではノルウェー、アイスランドが譲らず、その関連で結束基金についても詳細が決まらず、またアルプス通過交通問題もスイスが規制緩和に反対して、交渉妥結には至らなかった[48]。七月末のＨＬＮＧでも進展がみられず、その結果、一九九〇年一二月にＥＦＴＡ、ＥＣが合意した一九九一年夏までに交渉を終えるとの予定は不可能となり、交渉は同年秋以降に持ち越された。

一九九一年一〇月二一日から二二日未明にかけて、第七回ＥＦＴＡ・ＥＣ合同閣僚会議（ルクセンブルク）が開催された。この会議に臨むにあたり、ＥＦＴＡ側にはＥＥＡの将来について危機感が強かった。というのも、ＥＦＴＡの希望通り、ＥＥＡを一九九三年一月一日に発足させるには、条約批准と国内法整備の作業から、一九九一年一〇月までには交渉を終える必要があると認識されていたからである。この会議の最大の争点は、未解決の漁業、結束基金、アルプス通過交通の問題であった。結局、この会談でこれらの問題について双方の要求を取り込む形で妥協が図られ、ようやく合意が得られた[49]。

その結果、ＥＥＡ交渉が最終的に妥結したと考えられたが、一九九一年一二月一四日、ＥＣの欧州裁判所はこのＥＥＡ交渉の合意内容がＥＥＣ条約と両立しないとの意見書を発表したのである[50]。欧州裁判所が問題にしたのは、ＥＥＡ裁判所設立にみられるＥＥＡの司法制度であった。ＥＥＡ裁判所の存在は欧州裁判所を頂点とするＥＣの法体系とは相容れなかったのである。このＥＥＡ裁判所の設立は、一九九一年五月の第五回ＥＦＴＡ・ＥＣ合同閣僚会議で合意されたものであるが、ＥＦＴＡ、ＥＣ双方ともＥＥＡ規則について解釈の統一と紛争の解決の必要性を認識してのことであった。

そのため、ＥＦＴＡとＥＣは新しい司法制度について再度交渉を行い、一九九二年二月一四日に最終的に合意

に達した。EEA裁判所の設立は断念され、それに代わりEFTA諸国はEFTA裁判所（EFTA各国一名の計七名により構成）を設立することになった。また、EEA規則の統一解釈のためには、高級事務レベルのEEA合同委員会が責任をもつことになった。[51]

この新しい司法制度について、欧州裁判所は一九九二年四月一〇日、EEC条約と両立するとの意見書を発表した。これを受けて、EFTA、ECは四月一四日にEEA協定に仮調印し、翌五月二日、ポルトガルのポルトで正式に調印した。[52] EEA協定は、一二九条の本文と四九の議定書の他、多数の付属書、宣言からなる膨大なものであった。こうして、一九八四年に始まったEEA交渉は実に八年にも及ぶ交渉の末にようやく妥結したのである。

その後、EFTA各国では、EEA協定の批准について各国の手続きに従って作業が進められた。オーストリアでは、一九九二年九月二二日に国民議会、九月三〇日に連邦議会が批准に必要な三分の二の多数を上回る賛成をもってEEA協定を批准した。ノルウェー国会は、同年一〇月一六日に賛成一三〇、反対三五で協定を批准した。フィンランド国会も、一〇月二七日に賛成一五四、反対一二で批准を完了した。スウェーデン国会も、一一月一八日に賛成三〇八、反対一三で協定を批准した。スイスでは、一〇月九日に国民議会（賛成一二七、反対六一）と全州議会（賛成三九、反対四）が協定を承認したが、最終的な決定のためには国民投票で国民と州の双方の過半数がこれを承認する必要があった。しかし、一二月六日に実施された国民投票は、国民では賛成四九・七%、反対五〇・三%、州別では賛成が六州と二つの半州、反対が一四州と四つの半州となり、結局、協定の批准は拒否された。その結果、スイスがEEAに参加しないことが確定した。リヒテンシュタインでは、国会は一〇月二一日に賛成一九、反対五でEEA協定を承認したが、同時に協定批准について国民投票を実施することも決めた。その国民投票は、経済的に依存してきた隣国スイスが国民投票で協定の批准を拒否した直後の一二月一三

日に行われたが、結果は賛成五五・八％、反対四四・二％となり、かろうじて批准を承認した。アイスランドは、国会で与野党の合意がなかなか得られず、一九九二年内の批准に失敗したが、国会は翌九三年一月一二日に賛成三三、反対二三でようやく批准に成功した(53)。

この結果、ＥＦＴＡ七カ国のうち、スイスのみがＥＥＡに参加しないことになったが、スイスの離脱の結果、ＥＥＡ協定の見直しが必要になり、ＥＥＡ協定の発効は大幅に遅れることになった。ＥＦＴＡ、ＥＣは、ＥＥＡ協定の修正について交渉を行い、そのための議定書をまとめた。これは、一九九三年三月一七日に調印された。この議定書の締結で問題になったのは、まずスイスと関税同盟を結ぶリヒテンシュタインのＥＥＡ参加問題であったが、これにはＥＥＡ不参加のスイスとの間で技術的な調整を必要とし、その調整が終わるまで、リヒテンシュタインのＥＥＡ参加は見送らざるを得なかった。また、ＥＣ内の発展途上地域への経済援助（結束基金）に対するＥＦＴＡ側の出資総額（一五億ＥＣＵの借款と五億ＥＣＵの贈与）はそのままとされ、スイスの出資分を残った国が負担することになった。その他、ＥＦＴＡとＥＣ諸国が二国間ベースで交渉してきた一部の農産品の貿易自由化については、ＥＥＡ協定を待たずに同年四月一五日に発効させることになった。その後、ＥＥＡ協定修正の議定書についても、各国で批准作業が進められた。こうして、ＥＥＡ協定は一九九四年一月一日にようやく発効した。これは、ＥＣ域内市場が発足した一九九三年一月一日という当初の予定から大幅に遅れたものであった。また、発足時にＥＥＡに参加できたＥＦＴＡ加盟国はオーストリア、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの五カ国であった(54)。なお、リヒテンシュタインについては、スイスとの関税同盟の修正交渉が終わり、その交渉結果とＥＥＡ協定が改めて一九九五年四月九日に国民投票で承認された後、同年五月一日にＥＥＡに参加した(55)。

（三）ＥＥＡ協定の意義と限界

以上の経緯でＥＥＡ協定が発効したが、この協定はいかなる意義と限界をもつのであろうか。まず、意義としては、このＥＥＡにより、西欧に極めて大きな経済圏ができた点が挙げられる。ＥＦＴＡ、ＥＣの合計一七カ国（リヒテンシュタインをいれると一八カ国）を含む大市場ができることになったのである。この市場は、人口では三億八〇〇〇万人に達し、ＧＤＰ（国内総生産）ではアメリカ、日本を上回る規模のものであった。このＥＥＡ協定の目的として、協定第一条は「同質的な欧州経済領域を創設するため、同等の競争条件を有する締約国間における貿易および経済関係の継続的および均衡のとれた強化、ならびに同一の規則の尊重を推進すること」と規定し、その達成手段として（ａ）財の自由移動、（ｂ）人の自由移動、（ｃ）サービスの自由移動、（ｄ）資本の自由移動、（ｅ）競争を歪めず、規則を同等に尊重するよう保証する制度の設立、（ｆ）研究・開発、環境、教育、社会政策など他の分野での協力緊密化を挙げている。これに示されるように、ＥＥＡは基本的にＥＣの域内市場をＥＦＴＡにも拡大するという意味が強い。つまり、ＥＣが域内市場のために達成した成果である四つの自由移動をＥＦＴＡにも適用することをめざしていたのである。これにより、ＥＣ域内市場の完成によりＥＣ市場から排除され、周辺国に追いやられるのではないかとのＥＦＴＡ諸国の懸念は緩和された。その他、ＥＦＴＡとＥＣは四つの自由移動以外にも研究・開発、環境、教育、社会政策等でも協力を強化することで合意しており、より同質的な経済圏をめざしていた。このように、ＥＥＡは一九八四年にＥＦＴＡ・ＥＣ間で達成された工業製品の自由貿易地域を超えて、西欧諸国の経済関係をさらに補強するものであった。これはまさに新しい次元の自由貿易地域であった。第一章で述べた経済統合の五形態で考えた場合、このＥＥＡは①の自由貿易地域の内容のみならず、資本、サービス、人の自由移動という点で③の共同市場の内容も含むものであった。ただし、対外共通関税をもたないため、関税同盟ではなかった。また、完全な共同市場でもなく、農業、漁業について共通政策はな

く、農産物、水産物の貿易についても多くの例外を伴うものであった。

EEAの第二の意義として、このEEAは、ECに接近し、経済的利益を得たいと望む周辺国とECとの間の経済関係を強化する「連合」の一形態としてもみることができる。欧州において、EFTA諸国はEC諸国と同じか、それ以上の経済水準をもつ国々であり、このEEAによりECと極めて緊密な経済関係を樹立することに成功したのである。EC市場統合の結果、ECの経済的重要性が高まり、EFTA諸国以外のEC周辺国の中にもECに接近する国も現れてきた。特に、一九八〇年代末以降、多くの中・東欧諸国もECとの関係を強化したいと考えるようになり、「欧州協定」を次々に締結したが、そうした関係づくりを考える上でも、EEA交渉とその結果であるEEA協定は良い先例になったと考え

図2　EEA組織図（2001年）

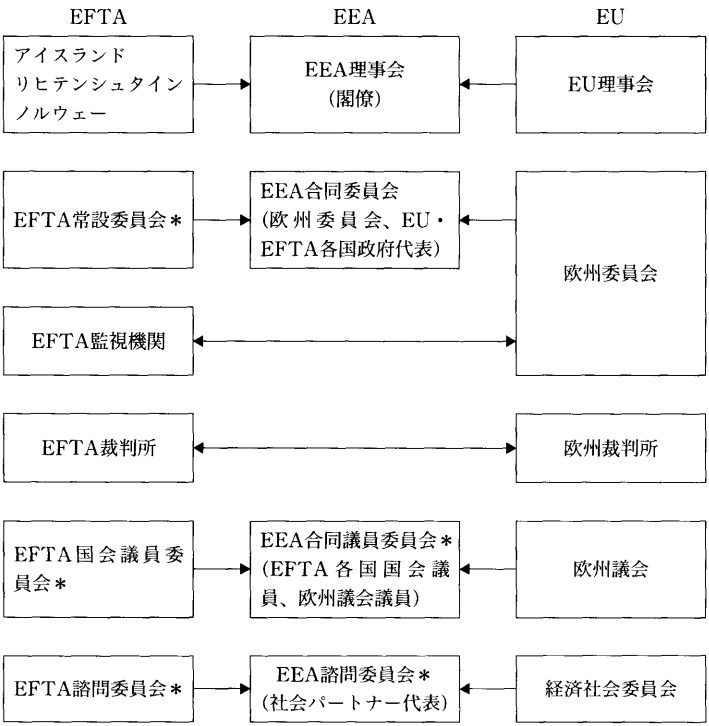

＊　EEA不参加のスイスがオブザーバーとして出席。

出所　EFTA, *Fortieth Annual Report of the European Free Trade Association 2000*, Brussels: EFTA, 2001, p. 55に基づいて筆者が作成。

られる。

第三の意義としては、図2のように様々な機関が新設され、EEAを効果的に運営することが可能となっている。まず、EEAの最高意思決定機関はEFTA、EC諸国双方の閣僚と欧州委員会委員からなるEEA理事会（EEA Council）であり、EEA協定の履行で政治的な弾みをつけるとともに、一般的な指針を設定する責任を負う。また、協定改正につながる政治決定も行う。基本的に年二回開催される（EEA協定第八九条～第九一条）。次に、欧州委員会、EFTA各国政府、EC各国政府の高級官僚からなるEEA合同委員会（EEA Joint Committee）があり、協定の効果的履行・運営のため、情報交換、決定を行っている。また、EEA協定の解釈、適用をめぐる紛争の処理もこのEEA合同委員会が行う。最低月一回開催される（EEA協定第九二条～第九四条、第一一一条）。以上のEEA理事会、EEA合同委員会における決定方式は全会一致である。なお、EEA協定交渉中にEFTA側が受け入れたEC政策決定の自律性保持のため、EEAの各機関に立法権は付与されていない（第三五議定書）。あくまでもEC独自の政策決定過程が尊重されるのである。EFTA側については、基本的にECの提案を各国国内の立法手続きに従ってEEA規則として決定する。EEA協定が適正に履行されているかについては、EFTA側ではEFTA監視機関（EFTA Surveillance Authority 在ブリュッセル）、EC側では欧州委員会が常時監視を行っている。訴訟については、EFTA側ではEFTA裁判所（EFTA Court 在ルクセンブルク）、EC側では欧州裁判所がそれぞれ責任を負っている。EFTA裁判所は、EFTA監視機関の決定に関する訴訟やEFTA諸国間の紛争を管轄している。その他、EFTA各国の国会議員と欧州議会議員からなるEEA合同議員委員会（EEA Joint Parliamentary Committee）、経営者、労働者など社会パートナー代表からなるEEA諮問委員会（EEA Consultative Committee）も設置され、様々なレベルで意見交換が行われるように工夫されている。(56)

これに対して、EEAには限界もある。EEA交渉はEC主導の下に進められた結果、交渉の末につくられた協定はEFTA側の当初の希望からは程遠いものであった。EFTAは、常にEFTA、ECが対等な関係のEEAをつくりたいと考えていたが、結局EEAは基本的にEC域内市場の結果をそのまま受け入れるだけのものに終わった。これは、そもそもEFTAがECの動きに恐れを抱き、それに後から加えてもらったという交渉の経緯からやむを得ない点である。しかし、EEA発足後の新しい規則については、EFTAは当初からECとの共同決定を求めた。これに対し、ECはその政策決定の自律性を放棄できないとして強く拒み、結局EFTAは共同決定の可能性を断念せざるを得なかった。EFTAに認められたのは、欧州委員会での提案準備段階の専門家委員会にEFTAの専門家も加わることやEEA合同委員会で意見交換をすることにすぎなかった（EEA協定第九九条、第一〇〇条）。また、司法面では、一九九一年五月にEFTA、ECは双方の判事からなるEEA裁判所の設立に合意したが、結局これもECの欧州裁判所の反対で断念させられている。このように、EFTAにとってEEAは対等な関係を保証するものとはいえなかったのである。前述のように、EFTA・EC間の経済関係は極めて緊密になったが、その関係は事実上EFTAのECへの従属を意味したのである。

その結果、次章でみるように、EFTA諸国はEEAの将来性に失望し、次々にECに加盟申請をすることになった。これは、ECにとって大きな誤算であった。なぜならば、ドロールEC委員会委員長が一九八九年にEEA交渉の活性化を提案した際、EC側が意図していたのは、予想されるEFTA諸国のEC加盟申請をやめさせる、あるいは遅らせることであった。ECは、まず域内市場を完成させ、EC自体の統合を深化させることを最優先課題と考えていた。流動化する欧州情勢の下では、ECを強化することがますます重要になっており、新たに加盟国を受け入れるだけの余裕はなかったのである。それゆえ、ドロールは、ECを中心として周辺諸国がゆるやかに結びつく同心円からなる欧州を提案したが、EEAはその一翼を担うものであった。しかし、こうし

た構想は修正を迫られることになった。

三　EEA協定締結後のEFTA

（一）　EEA協定からEU加盟へ

以上のように、EFTAからみると、EEAはEC域内市場に合わせて経済的利益を最低限保証するものであったが、影響力は限られ、EEA規則の共同決定すら認められないものであった。これは一九八九年以降のEEA予備交渉、本交渉の過程で徐々にEFTA諸国に認識されることになった。しかし、予備交渉の始まった当初、EFTA諸国は政治的にEC加盟は困難であったことから最低限のEC接近の手段としてEEAに大きな希望を見出していた。また、予備交渉段階で、EFTA側はEEA交渉がそれほど困難なものではないとの感触を得ており、一九八九年一二月のEFTA閣僚理事会のコミュニケにみられるように早ければ一九九〇年中に本交渉を終えることも可能と考えていた。しかし、一九九〇年になってもECの内部調整のためにEEA本交渉がなかなか開始されず、同年六月に本交渉がいざ始まると共同決定など法律・制度問題でECの強硬な姿勢にEFTAは直面した。結局、EEA交渉は一九九三年まで続いたが、これほど長い交渉になるとはEFTA側は全く予想していなかったと思われる。

こうしたEEA交渉の停滞の結果、EFTA諸国の間ではEEAの意義に対して疑問が生じた。すでにEEA予備交渉が始まった段階で、EFTA諸国の中でオーストリアは国内でEC加盟論議が高まっており、一九八九年七月一七日にEC加盟申請を行った[57]。そのため、オーストリアとしては、EEAはEC加盟までの過渡期間の措置であった。しかし、一九八九年当時、ソ連のゴルバチョフ書記長による「新思考外交」の結果、東西関係が

急速に好転していたが、オーストリアのEC加盟の動きに対してソ連が今後どのように反応するかは依然として未知数の部分も多かった。また、EC委員会も域内市場プロジェクトを最優先し、これが完成する一九九二年末まで新規加盟交渉はありえないとの立場であった。そのため、オーストリアも当分の間ECに対してはEEAで対応するしかないと考えており、EEA交渉に積極的に参加したのである。

しかし、一九九〇年以降、スウェーデンでもEC加盟論議が高まり、EEA交渉の性格を大きく変えていった。EFTA諸国の中で最大の工業国であるスウェーデンは、以前から経済的にEC加盟に魅力を感じていたが、EC加盟がその中立政策の信頼性に影響を与えかねないとの理由から、EC加盟は現実的ではないとしていた。しかし、一九八〇年代末以降、東欧の社会主義体制が次々に倒れる中で、スウェーデン政府は中立政策を維持しつつもEC加盟が可能になったとしてEC政策を転換し、一九九〇年一二月一二日に国会決議でEC加盟申請を正式に決定した。それを受けて、スウェーデンは一九九一年七月一日にEC加盟申請を行った。こうして、スウェーデンもオーストリアと同じように、EEAをEC加盟までの過渡期間の措置と位置づけたのである。この背景には、EEA交渉の停滞、EEAの内容への失望があった[58]。

このスウェーデンの政策転換に続いて、一九九二年三月一八日、フィンランド政府もECに加盟を申請した。EEA協定調印後には、スイスが同年五月二〇日、ノルウェーが同年一一月二五日にEC加盟申請を行った。その結果、ECに加盟を申請していないEFTA加盟国は、アイスランドとリヒテンシュタインのみとなった。このように、EFTA諸国はEEA交渉を進めていく中でEC加盟という選択肢も考えるようになり、次々にECに加盟申請を行ったのである。

こうして、新しい秩序が模索されている欧州で、EEA、さらにEFTAのもつ意味が問われることになった。EFTA諸国の大半がEC加盟申請を行い、その結果としてEEAをEC加盟までの過渡期間の措置と位置づけ

たからである。これに対して、EC委員会は加盟交渉を時機尚早とする従来の立場を変え、徐々にその準備を始めた。EC加盟申請を行ったEFTA加盟国のうち、オーストリア（一九九一年七月三一日）、スウェーデン（一九九二年七月三一日）、フィンランド（同年一一月四日）、ノルウェー（一九九三年三月二四日）について、EC委員会は加盟交渉の開始を求める意見書を発表した（発表日）。その加盟交渉は、一九九三年二月一日からオーストリア、フィンランド、スウェーデンと、同年四月五日からノルウェーとの間で始まった。EFTA諸国はすでにEEA交渉においてECと経済問題を交渉してきた実績があり、この交渉はかなり順調に進展した。しかし、それでも環境政策、地域政策、農業政策、漁業政策などの分野で激しい駆け引きが行われた。結局、加盟交渉は一九九四年三月に妥結した。EFTAの四カ国の中でノルウェーの交渉が漁業などをめぐり最後まで難航したが、それも何とかまとまった。EUとの間の加盟条約は、同年六月二四日にギリシャのコルフで調印された。

このEFTA四カ国は加盟条約を批准するに際して国民投票を次々と実施した。オーストリア（同年六月一二日）、フィンランド（一〇月一六日）、スウェーデン（一一月一三日）の三カ国の国民投票では、それぞれ賛成派が勝利し、EU加盟が決まった。それに対して、ノルウェー（一一月二七日、二八日）では反対派が勝利したため、ノルウェー政府は一九七二年に続き再び加盟を断念せざるを得なかった。こうしてオーストリア、フィンランド、スウェーデンの三カ国はEFTAおよびEEAを脱退し、一九九五年一月一日にEUに加盟した[59]。EFTAに残留することになった国々は、一九九四年一二月一四日のEFTA閣僚理事会（ジュネーブ）でEFTA協定の下での協力を継続する意思を確認している[60]。それに伴い、EFTAはアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイスの四カ国の小組織として存続することになった。また、EEAを構成するEFTA加盟国はアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインのわずか三カ国になったが、EEAも存続したのである。しかし、EFTAおよびEEAの重要性が欧州でますます低くなったことは否めない。中期的、長期的には、その存在すら

危うくなったのである。

（二）欧州新秩序形成におけるＥＦＴＡの役割

以上のようにＥＦＴＡは一九九五年以降厳しい状況におかれたが、ＥＦＴＡが欧州の新秩序形成において一定の役割を果たしてきたことは認められるべきであろう。ＥＦＴＡは組織の衰退をただ傍観していたのではなかった。第一に、ＥＦＴＡのすべての加盟国がＥＵに加盟したのではなかった。アイスランド、リヒテンシュタインのように初めからＥＵ加盟に利益を見出さなかった国もあれば、ノルウェーのようにＥＵ加盟条約を締結したにもかかわらず、国民投票でそれが否決された国もある。また、スイスのようにＥＥＡ協定をめぐる国民投票でＥＥＡ参加にすら失敗し、そのためＥＵ加盟が遠のいた国もある。これらの国々は、様々な国内事情により短期的、中期的にはＥＵの枠外にとどまらざるを得なかったのである。ＥＦＴＡはこれら四カ国に居場所を提供することになった。特に、これらの国々はＥＵに加盟をしていなくても、ＥＵとの間の自由貿易協定、ＥＥＡ協定により最低限ＥＵと結びついている。このように、ＥＦＴＡは非ＥＵ西欧諸国をＥＵに緩やかに結びつける役割を果たしてきたのである。それゆえ、少なくともこれら四カ国にとっては、ＥＦＴＡは依然として重要な存在である。図3は、二〇〇一年現在のＥＦＴＡ組織図である。基本的に以前の体制を引き継いだ形で組織は存続している。

また、前述の通り、ＥＦＴＡ諸国はＥＵとの間でＥＥＡ協定を発効させ、西欧全体を一つの域内市場にした。流動化する欧州情勢の中で、ＥＦＴＡ、ＥＵ諸国が経済的に固く結びついたことで、西欧は欧州安定化のための核になることができたのである。特に、中・東欧諸国が市場経済化の道を歩み始めたとき、ＥＥＡは西欧側の強い経済基盤の象徴となったのである。無論、ＥＥＡがその協定締結交渉中から多くの国々にとって過渡期の性格をもつようになったことは事実であるが、最終的にＥＥＡが発足したことの意義は薄れるものではない。実際に

図 3　EFTA組織図（2001 年）

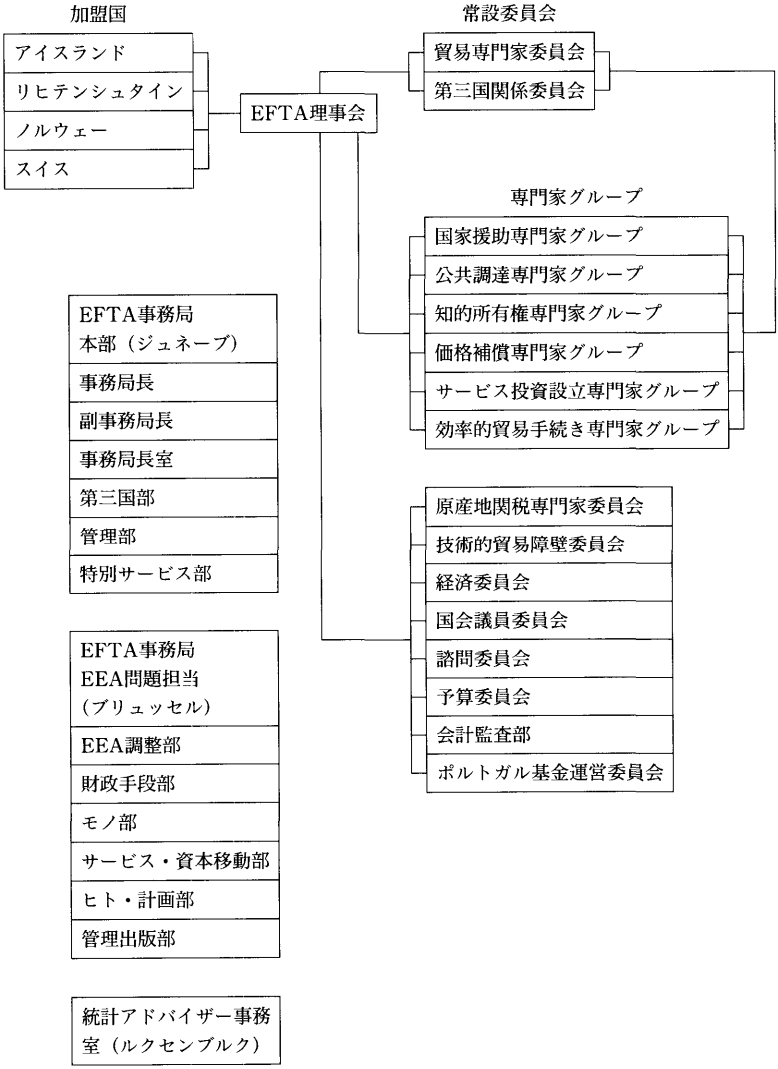

出所　EFTA, *Fortieth Annual Report of the European Free Trade Association 2000*, Brussels: EFTA, 2001, pp. 15, 94-97およびEFTA公式ホームページ（http://secretariat.efta.int/presentation/organigram/）に基づいて筆者か作成。

活動を開始したEEAは、現在アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーとEUとの経済関係を強化するのに役立っている。このEEAにかかわる諸問題を処理するため、一九九四年以来、EFTAは欧州委員会のあるブリュッセルに担当の事務局を本部とは別に設置している。

第二に、EFTAが一九九〇年代にEEA交渉と同時並行的に中・東欧諸国との関係を強化しようと試みたことも重要である。一九九〇年六月一三日のEFTA閣僚理事会（スウェーデン・イェーテボリ）では、EFTA諸国はチェコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランドとの間に協力宣言を採択し、貿易、経済・産業・技術・科学協力、観光、運輸、環境保護などの分野で協力関係を強化し、将来的には自由貿易地域をめざすことで合意した。こうした「イェーテボリ宣言」は他の中・東欧諸国にも拡大された。翌九一年一二月一〇日の閣僚理事会（ジュネーブ）でEFTA諸国はブルガリア、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニアと協力宣言を締結した。その後、一九九二年五月二〇日、EFTA諸国は閣僚理事会（アイスランド・レイキャビク）でスロヴェニアとの協力宣言に調印し、同年一二月一〇日の閣僚理事会（ジュネーブ）でアルバニアと協力宣言を締結した（表4参照）。さらに、EFTA諸国は協力宣言にとどまらず、中・東欧諸国との間で自由貿易協定交渉を開始し、一九九二年三月二〇日にチェコスロヴァキアと、同年一二月一〇日にポーランド、ルーマニアと、翌九三年三月二九日にハンガリー、ブルガリアと、九五年六月一三日にスロヴェニアと、同年一二月七日にはエストニア、ラトヴィア、リトアニアと自由貿易協定を締結した。その他、バルカン諸国との関係については、ユーゴスラヴィア紛争、コソヴォ紛争のために進展がみられなかったが、紛争の終結とともに徐々に関係が強化されつつある。協力宣言が、一九九六年三月二九日にマケドニアと、二〇〇〇年六月一九日にクロアチアと、同年一二月一二日にユーゴスラヴィアと結ばれた。さらに、自由貿易協定が二〇〇〇年六月一九日にマケドニアと調印され、二〇〇一年六月二一日にはクロアチアとの間で同協定が調印された（表5参照）。[61]

このように、ＥＦＴＡは中・東欧諸国との間に緊密な経済関係を築いたのである。無論、中・東欧諸国は基本的にＥＦＴＡよりもＥＵへの接近を重視し、ＥＵとの間に「欧州協定」を締結した。さらに、ＥＵに加盟を申請し、加盟交渉も進展している。中・東欧諸国の多くは近い将来ＥＵに加盟することになろう。しかし、そうした状況があるとはいえ、ＥＦＴＡも東欧の社会主義体制の崩壊とともにこの地域に積極的に自由貿易のネットワークを拡大しようとした。これは、中・東欧諸国とＥＵとの経済関係強化に伴い、ＥＦＴＡ諸国が中・東欧諸国の市場で差別的扱いを受けることを恐れた措置であったが、同時に率先してＥＦＴＡ諸国の市場を中・東欧諸国に開放し、その市場経済化に援助の手を差し伸べようとした結果でもある。まさにＥＦＴＡも流動化する欧州情勢を安定化させる一翼を担っていたのである。

（三）自由貿易協定をめぐる新展開

ＥＦＴＡ諸国は中・東欧以外の諸国とも経済関係を強化しつつある。たとえば一九九一年一二月一〇日にトルコと、翌九二年九月一七日にはイスラエルと自由貿易協定を締結している。こうした欧州外の諸国との関係強化は、ＥＦＴＡの衰退が顕著となった一九九〇年代後半以降、強まることになった。一九九五年六月一四日、ＥＦＴＡ閣僚理事会（ノルウェー・ベルゲン）は、「ＥＦＴＡ諸国の第三国政策に関する宣言」を採択し、欧州諸国との自由貿易協定締結による欧州統合への貢献を今後も継続、強化し、ＥＵ、中・東欧諸国、その他の第三国と対話、協力を行うことを確認したが、同時に欧州大陸外の貿易相手とも強い関係をつくる重要性を強調した(62)。これは、欧州諸国に加え、欧州以外の諸国とも関係を構築することで、オーストリア、フィンランド、スウェーデンが抜けた穴を最小限にくい止めようとするものであった。この路線は、一九九九年一二月一三日、一四日に開催されたＥＦＴＡ閣僚理事会（ジュネーブ）でも再確認された。四〇周年を迎えるにあたって採択された宣言にお

いて、EFTAは地中海地域、隣接地域の国々との関係強化を継続し、自由貿易協定でこれらの地域の経済成長と安定に貢献するとしている。[63] 実際に、この路線に従って、EFTA諸国は一九九五年一二月八日にエジプト、モロッコ、チュニジアという北アフリカ諸国と協力宣言を締結した。さらに九六年一二月一六日にはPLO（パレスチナ解放機構）と、九七年六月一九日にはヨルダン、レバノンと同じく協力宣言を結んでいる。これは自由貿易協定をめざして協力を強化することを目的としていた。その後、モロッコ、PLO、ヨルダンとは自由貿易協定を締結した（それぞれ一九九七年六月一九日、一九九八年一一月三〇日、二〇〇一年六月二一日）。このように、EFTAは

表4　EFTA諸国と第三国との協力宣言

調印日	調印国・組織	備考
1990年6月13日	チェコスロヴァキア	
1990年6月13日	ハンガリー	
1990年6月13日	ポーランド	
1991年12月10日	ブルガリア	
1991年12月10日	エストニア	
1991年12月10日	ラトヴィア	
1991年12月10日	リトアニア	
1991年12月10日	ルーマニア	
1992年5月20日	スロヴェニア	
1992年12月10日	アルバニア	
1995年12月8日	エジプト	
1995年12月8日	モロッコ	
1995年12月8日	チュニジア	
1996年3月29日	マケドニア	
1996年12月16日	パレスチナ解放機構	PLO
1997年6月19日	ヨルダン	
1997年6月19日	レバノン	
2000年5月23日	湾岸協力会議	GCC
2000年6月19日	クロアチア	
2000年6月19日	ウクライナ	
2000年12月12日	ユーコスラヴィア	
2000年12月12日	南米南部共同市場	MERCOSUR「貿易投資協力宣言」

出所　EFTA, *Fortieth Annual Report of the European Free Trade Association 2000*, Brussels: EFTA, 2001, p. 24, Figure 3およびEFTA公式ホームページ（http://secretariat.efta.int/thirdcountry/）に基づいて筆者か作成。2001年6月現在。

表5　EFTA諸国と第三国との自由貿易協定

調印日	発効日	調印国・組織	備考
1991年12月10日	1992年4月1日	トルコ	
1992年3月20日	1992年7月1日 1992年7月1日	チェコスロヴァキア チェコ スロヴァキア	チェコ、スロヴァキア分離による両国との継承議定書は1993年4月19日調印・発効
1992年9月17日	1993年1月1日	イスラエル	
1992年12月10日	1994年9月1日	ポーランド	
1992年12月10日	1993年5月1日	ルーマニア	
1993年3月29日	1993年10月1日	ハンガリー	
1993年3月29日	1993年7月1日	ブルガリア	
1995年6月13日	1998年9月1日	スロヴェニア	
1995年12月7日	1997年10月1日	エストニア	
1995年12月7日	1996年6月1日	ラトヴィア	
1995年12月7日	1997年1月1日	リトアニア	
1997年6月19日	1999年12月1日	モロッコ	
1998年11月30日	1999年7月1日	パレスチナ解放機構	PLO
2000年6月19日	2001年1月1日	マケドニア	
2000年11月27日	2001年7月1日	メキシコ	
2001年6月21日	批准作業中	クロアチア	
2001年6月21日	批准作業中	ヨルダン	

出所　EFTA, *Fortieth Annual Report of the European Free Trade Association 2000*, Brussels: EFTA, 2001, p. 24, Figure 3およびEFTA公式ホームページ（http://secretariat.efta.int/thirdcountry/, http://secretariat.efta.int/news/）に基づいて筆者が作成。2001年6月現在。

欧州に隣接する北アフリカ、中東地域との関係強化に動いたのである。二〇〇〇年六月一九日にウクライナと協力宣言を結んだことも、こうした流れに位置づけられるであろう（表4、表5参照）。

その後、EFTAの活発なネットワークづくりは、大西洋をまたぐことになった。二〇〇〇年一一月二七日に、EFTA諸国はメキシコと自由貿易協定を締結した。二〇〇一年六月現在、カナダ、チリ、キプロス、エジプト、チュニジアとの間で自由貿易協定交渉を進めており、さらにシンガポール、南アフリカなどとも予備交渉を行っている。その他、EFTA諸国は欧州外の地域組織との関係強化にも乗り出している。二〇〇〇年五月二三日にはGCC（湾岸協力会議）と協力宣言を結び、同年一二月一二日にはMERCOS

UR（南米南部共同市場）と貿易投資協力宣言を締結した（表4、表5参照）[64]。

このように、EFTAは欧州以外の地域でも自由貿易を手段として活発に活動を強めているのである。その際、締結される自由貿易協定は単に工業製品、加工農産物、水産物の自由貿易に限らず、サービス、投資、公共調達などの新分野の協力もめざす広範な内容を含むものである[65]。EFTAの進める自由貿易のネットワークは地理的な広がりの面でも、内容の面でも拡大を遂げているのである。

以上の自由貿易協定をめぐる新展開はEFTAだけにみられる動きではない。同時期、EUも欧州外の国々と積極的に自由貿易協定づくりを行い、その相手はEFTAとほぼ重なっている。その点で、欧州諸国はEFTA、EUを通じて世界大に自由貿易のネットワークを拡大しつつあると考えることができよう[66]。また、南北アメリカ、アジアをはじめ世界各地においても自由貿易協定を核にした地域主義の高まりがみられる。そのため、現在、こうした地域主義がWTO（世界貿易機関）による多角的自由貿易体制といかに整合性をもつのか問われているのである。

おわりに

本稿はEFTAの対EU関係を中心にEFTAの歴史を概観し、さらに欧州の新秩序形成においてEFTAの果たした役割を検討した。EFTAは、一九六〇年の発足以来、四〇年以上の歴史をもつが、常に欧州情勢の展開から大きな影響を受けてきた。一九七〇年代初めまでは、EFTAはイギリスを中心とする非EC諸国の連合体であり、西欧を二分する勢力を占めていた。イギリスが抜けると、EFTAは冷戦を背景に西欧の中立諸国を中心とする経済組織という性格を強め、ECと東側との間で一定の距離をおきつつ、独自の存在をアピールした

のである。しかし、一九九〇年代には、冷戦の終焉に伴う欧州情勢の変動にＥＦＴＡも巻き込まれ、組織の根幹にかかわる危機に直面した。そのための対策がＥＦＴＡ・ＥＣ間のＥＥＡ交渉であった。この交渉も国際環境の影響を受け、時とともに、その性格を大きく変えていった。すなわち、ＥＥＡ構想は一九八四年にその実体もはっきりしないまま生まれたが、ＥＣ域内市場の流れの中で、ＥＦＴＡ諸国にとってＥＣに接近する最善の手段に変質した。一九八九年以後、ＥＥＡはまさにＥＦＴＡとＥＣを含む新しい欧州の協力関係を象徴するものになったのである。しかし、東欧において社会主義体制が倒れ、ＥＣの重要性が政治的にもますます高まる一方、ＥＥＡ自体は政策決定問題でその限界が明らかになった結果、ＥＦＴＡ諸国は次々とＥＣ加盟に方針を変え、ＥＥＡはＥＣ加盟までの過渡期間の措置になったのである。オーストリア、フィンランド、スウェーデンを引き留めるだけの力はもはやＥＥＡにはなかった。そのため、ＥＦＴＡ自体の存在意義も次第に低下していった。現在、ＥＦＴＡは四カ国により構成される小組織になっている。

以上の歴史を考えると、ＥＦＴＡはその役割を縮小しつつある。しかし、前述のように残る四加盟国にとってＥＦＴＡは依然として対ＥＵ関係の柱であり、重要性を失っていない。すぐにＥＵ加盟を実現できない現状では、ＥＦＴＡに代わりうる存在はないのである。また、ＥＵへの加盟を希望する中・東欧諸国にとっても、ＥＦＴＡは無意味なものではない。ＥＦＴＡ諸国との自由貿易はＥＵ加盟に備えた自国経済の強化策の一つと位置づけられるであろう。特に、すぐにＥＵ加盟を実現できない中・東欧諸国にとって、ＥＦＴＡ、ＥＵによる欧州における自由貿易のネットワークに参加することは経済的にも、政治的にも孤立を避けられる点で極めて有益である。

ＥＦＴＡは、創設以来、自由貿易という緩やかな結びつきにもかかわらず、加盟国の関係を強化することに成功してきた。特徴的なのは、ＥＦＴＡがその緩やかさのゆえに多様な国々を受け入れることができ、欧州の多くの国々に居場所を提供してきたことである。ＥＦＴＡの加盟国数がそのときの欧州情勢により増減を繰り返した

ことも、そうしたＥＦＴＡの柔軟性を示している。ＥＦＴＡはまさに欧州秩序の安定に貢献してきたのである。

また、近年みられるＥＦＴＡと様々な第三国との結びつきは世界の安定にも資するものであろう。ＥＦＴＡは、地中海沿岸諸国、南北アメリカ大陸、アジアなど地球的規模で自由貿易のネットワークづくりに取り組み、活路を見出そうと努力している。ＥＦＴＡの活動はもはや欧州に限定されるものではない。これは、世界各地で自由貿易のネットワークづくりが進みつつある状況と呼応するものである。ＥＦＴＡは、こうした動きを開かれた地域主義に向かわせ、ＷＴＯによる多角的自由貿易体制を発展させる上で責任の一端を負っているのである。これらを考えるならば、ＥＦＴＡの役割は大きくはないものの、依然として残っているというべきであろう。

（1）本稿では、融合条約によりＥＣＳＣ（欧州石炭鉄鋼共同体）、ＥＥＣ（欧州経済共同体）、ＥＡＥＣ（欧州原子力共同体）の三共同体がＥＣ（欧州共同体）と総称されることになった一九六七年七月一日以降についてＥＣという表記を使用し、さらに欧州連合条約（マーストリヒト条約）が発効した一九九三年一一月一日以降はＥＣの代わりにＥＵを総称として原則的に使用する。

（2）この交渉は、一九九〇年夏までＥＥＳ（European Economic Space）交渉と呼ばれていたが、語感の問題からその後ＥＥＡ（European Economic Area）交渉と呼ばれるようになった。しかし、ＥＥＳとＥＥＡの内容には全く違いはない。本稿では、すべてＥＥＡで統一する。なお、ＥＥＡの邦訳に関しては、ＥＥＳ時代に「欧州経済領域」と訳され、これが定着したため、本稿でも「欧州経済領域」を使用する。

（3）一九八〇年代末当時のＥＦＴＡ加盟国六カ国のうち、ＮＡＴＯ加盟国はアイスランド、ノルウェーであり、中立国はオーストリア、フィンランド、スウェーデン、スイスである。中立国の中立の形態は各国で異なる。オーストリア、スイスの中立は法律上の根拠をもつ永世中立であるのに対して、フィンランド、スウェーデンの中立は外交政策の一手段として、諸外国に対して一方的に中立を宣言しているにすぎなかった。なお、スイスの隣国リヒテンシュタインは基本的に国防、外交、経済政策をスイス政府が代行し、ＥＦＴＡにはその創設以来スイスの一部として事実上

組み込まれていたが、一九九一年九月一日に正式の加盟国になった。

（4） EFTA, *EFTA 1960-2000*, Brussels: EFTA, May 2000.

（5） EU, *Bulletin of the EU*, No. 5, May 2000, p. 5.「欧州統合の半世紀、生活に深い影響、市民の支持カギ」（『朝日新聞』二〇〇〇年五月九日朝刊）。

（6） 一九八七年までのEFTAに関する研究・資料については、以下に主要参考文献一覧がある。EFTA, *The European Free Trade Association*, Geneva: EFTA Secretariat, June 1987, pp. 181-204.

（7） たとえば、以下の研究を参照されたい（発行年順）。J. Jamar and H. Wallace eds., *EEC-EFTA: More Than Just Good Friends?* Bruges: College of Europe, 1988. Kari Möttölä and Heikki Patomäki eds., *Facing the Change in Europe: EFTA Countries' Integration Strategies*, Helsinki: The Finnish Institute of International Affairs, 1989. Finn Laursen ed., *EFTA and the EC: Implications of 1992*, Maastricht, The Netherlands: European Institute of Public Administration, 1990. Helen Wallace ed., *The Wider Western Europe: Reshaping the EC/EFTA Relationship*, London: Pinter Publishers, 1991. Thomas Pedersen, *European Union and the EFTA Countries: Enlargement and Integration*, London: Pinter Publishers, 1994.

我が国でもEEAについては多くの研究がなされた（発行年順）。たとえば、小久保康之「EC・EFTA関係の展開と欧州経済領域構想」（『国際政治』第九四号、一九九〇年五月）。木原往代「欧州経済領域（EEA）の創設について」（『東京銀行月報』一九九二年二月）。石渡利康「欧州経済領域の創設―ECの拡大と北欧諸国―」（石渡利康他『新EC：繁栄と調整』高文堂出版社、一九九二年）。小久保康之「ヨーロッパ新秩序形成の模索とECの対外的発展」（長部重康、田中友義編『拡大ヨーロッパの焦点―市場統合と新秩序の構図―』日本貿易振興会、一九九四年）。喜多一行「欧州経済領域（EEA）と原産地認定」（『日本EC学会年報』第一五号、一九九五年一〇月）。

（8） 貿易創出効果（trade creation effect）、貿易転換効果（trade diversion effect）については、たとえばB・バラッサ『経済統合の理論』中島正信訳（ダイヤモンド社、一九六三年）三四―三五頁を参照されたい。以上の二つの静態的効果以外にも、域内では市場が拡大し、規模の経済により企業の国際競争力が強化されたり、競争の激化により企業の生産性が向上するなどの動態的効果も考えられる。

（9） ＦＴＡ交渉については、以下を参照されたい。Miriam Camps, *Britain and the European Community 1955-1963*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1964, chaps.4, 5. Toivo Miljan, *The Reluctant Europeans: The Attitudes of the Nordic Countries towards European Integration*, London: C. Hurst, 1977, chap. 5. 拙稿「北欧協力とデンマークのＥＥＣ加盟問題」（『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第二八号、一九八八年九月）九三―九五頁。

（10） ドゴール『希望の回想―第一部・再生―』朝日新聞外報部訳（朝日新聞社、一九七一年）二四七頁。同書二五七―二五八、三〇三頁も参照。

（11） The Royal Ministry for Foreign Affairs, *Documents on Swedish Foreign Policy*（以下、*DSFP* と略）*1959*, Stockholm, 1960, pp. 99-101. *DSFP 1960*, pp. 94-97. こうした経緯から、ＥＦＴＡ協定は「ストックホルム協定」と呼ばれた。現行の協定全文は、以下を参照せよ。EFTA Convention〈http://secretariat.efta.int/efta/library/legal/stockconv/〉

（12） フィンランドは、一九五九年七月の閣僚会談に招待されていたが、結局、正式にはＥＦＴＡに加わらず、ＥＦＴＡ協定第四一条第二項に基づいてＥＦＴＡと連合関係を結ぶ協定を一九六一年三月二七日に調印した（同年六月二六日発効）（EFTA, *First Annual Report of the European Free Trade Association*［以下、*EFTA Annual Report* と略］*1960-1961*, Geneva: EFTA, 1961, pp. 13-14.）。フィンランド側の事情については、Ｍ・ヤコブソン『フィンランドの外交政策』上川洋訳（日本国際問題研究所、一九七九年）一二〇―一二九頁が詳しい。

（13） *EFTA Annual Report 1962-1963*, pp. 9, 45.

（14） *EFTA Annual Report 1960-1961*, pp. 9-11.

（15） バラッサ、前掲書、四―五頁。

（16） *EFTA Annual Report 1961-1962*, p. 5.

（17） イギリスのＥＥＣ加盟申請をはじめとするＥＣの拡大問題については、田中俊郎「ＥＣの拡大」（細谷千博、南義清編『欧州共同体（ＥＣ）の研究―政治力学の分析―』新有堂、一九八〇年）を参照されたい。

（18） EEC, *Bulletin of the EEC*（以下、*Bull. EEC* と略）, No. 9/10, 1961, p. 22; No. 1, 1962, p.37.

(19) *Bull. EEC*, No. 2, 1963, p. 7. ドゴール，前掲書，一二五，三〇三―三〇六頁。

(20) *Bull. EEC*, No. 9/10, 1967, pp. 10-12.

(21) EC, *Bulletin of the EC*（以下，*Bull. EC* と略），No. 1, 1968, pp.8-9.

(22) *EFTA Annual Report 1966-1967*, pp. 7, 19.

(23) *EFTA Annual Report 1967-1968*, pp. 10, 13.

(24) EC, "The Enlarged Community: Outcome of the Negotiations with the Applicant States," Supplement 1/72, *Bull. EC*, 1972.

(25) 石塚眞理「EC 加盟をめぐるノルウェーの諸問題 一九六二～一九七二年―国内政治過程を中心に―」（『北欧史研究』第一〇号，一九九三年一月）三一頁。

(26) *EFTA Annual Report 1970-1971*, p. 14.

(27) EFTA, *The European Free Trade Association*, p. 28. *EFTA Bulletin*, No. 8, 1972. EFTA 諸国と EEC との間で締結された自由貿易協定の発効日は以下の通り。オーストリア，ポルトガル，スウェーデン，スイスは一九七三年一月一日，アイスランドは一九七三年四月一日，ノルウェーは一九七三年七月一日，フィンランドは一九七四年一月一日。なお，これらの EFTA 諸国は ECSC とも同様の協定を締結している。

(28) *EFTA Annual Report 1972-1973*, p. 12. *EFTA Annual Report 1973-1974*, p. 36.

(29) EFTA, *The European Free Trade Association*, p. 28.

(30) *EFTA Annual Report 1984*, p. 54.

(31) Per Magnus Wijkman, "The Internal Market and EFTA as Viewed from Geneva," in Finn Laursen ed., *EFTA and the EC: Implications of 1992*, pp. 62-63, 66.

(32) EFTA, *EFTA Trade in 1990*, Geneva: EFTA, 1991, p. 62, table 8.

(33) *EFTA Annual Report 1988*, p. 37.

(34) *EFTA Annual Report 1987*, p. 11. *EFTA Annual Report 1988*, p. 12.

(35) EC, "Statement on the Broad Lines of Commission Policy, Strasbourg, 17 and 18 January 1989," Supple-

ment 1/89, *Bull. EC*, 1989, pp. 17-18.

(36) *EFTA Annual Report 1989*, p. 36.

(37) *Ibid*., p. 40.

(38) *Ibid*., pp. 9-11.

(39) *Ibid*., p. 51.

(40) *Bull. EC*, No. 12, 1989, p. 12.

(41) *EFTA Annual Report 1989*, p. 55.

(42) *EFTA Annual Report 1990*, p. 7.

(43) *Ibid*., p. 49.

(44) *Svenska Dagbladet*, Stockholm, den 5 april 1990.

(45) *EFTA Annual Report 1990*, pp. 7-9.

(46) *Ibid*., pp. 63-67.

(47) *EFTA Annual Report 1991*, pp. 53-59.

(48) *EFTA News*, No. 6, 3 July 1991, pp. 1-2.

(49) "Summary Results of the EEA Negotiations," Luxembourg, 22 October 1991.

(50) Court of Justice of the European Communities, "Opinion of the Court, 14 December 1991," Luxembourg, 1991.

(51) Utrikesdepartementets Handelsavdelning, *Agreement on the European Economic Area*, I, Stockholm, februari 1992, pp. 51-61.

(52) *EFTA Annual Report 1992*, pp. 5, 25. *EFTA News*, No. 3, 27 April 1992, pp. 1-2. *EFTA Bulletin*, No. 2, 1992, pp. 2-6. EEA協定全文は，以下を参照せよ。Council of the European Communities and Commission of the European Communities, *Agreement on the European Economic Area*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1992.

(53) EFTA, "Ratification of the EEA Agreement in the EFTA Countries," Geneva, October 1992. *Nordisk Kontakt*, Stockholm, nr. 11, 1992, s. 104-105. *Financial Times*, 7 December 1992. *News from Iceland*, Reykjavik, No.204, February 1993.『日本経済新聞』一九九二年一二月七日朝刊・夕刊，同年一二月八日朝刊，同年一二月一四日夕刊。René Schwok, "Switzerland's Refusal to Join the EEA and the EC,"（『日本EC学会年報』第一五号，一九九五年一〇月）。田口晃「スイスは何故ヨーロッパ統合に消極的か―一九九二年一二月六日の国民投票をめぐって―」（『年報政治学一九九三年度―EC統合とヨーロッパ政治―』一九九三年一二月）。

(54) *EFTA Annual Report 1992*, pp. 9-10. *EFTA Annual Report 1993*, pp. 5-6, 25-26. *EFTA News*, No. 1, 3 March 1993, p. 1; No. 2, 25 March 1993, p. 1. *EFTA Bulletin*, No. 2, 1993, pp. 9-11. *Financial Times*, 1/2 January 1994, pp. 1, 22.

(55) *EFTA Annual Report 1994*, p. 45. *EFTA Annual Report 1995*, p. 15.

(56) EEA諸機関の権限，活動については，たとえば以下を参照されたい。デイヴィッド・エドワード，ロバート・レイン『EU法の手引き』庄司克宏訳（国際書院，一九九八年）一六三―一六七頁。岡村堯『ヨーロッパ法』（三省堂，二〇〇一年）六九〇―七四三頁。

(57) Paul Luif, "Austrian Neutrality and the Europe of 1992," in Günter Bischof and Anton Pelinka eds., *Austria in the New Europe*, New Brunswick, New Jersey: Transaction Publishers, 1993, pp. 29-32. 蒲原正義，広瀬佳一「冷戦の終焉と『中立』―変革期欧州におけるオーストリア外交―」（『外交時報』第一三〇八号，一九九四年五月）。

(58) 拙稿「ヨーロッパの再編成とスウェーデン―EEA交渉とEC加盟との間で―」（行政管理研究センター調査研究部編『EC統合と東欧政策』行政管理研究センター，一九九二年三月）一五二―一五三頁。

(59) オーストリア，フィンランド，スウェーデン，ノルウェーの対EU政策および国民投票結果については，たとえば以下を参照されたい。Wolfram Kaiser, "Austria in the European Union," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 33, No. 3, September 1995. Melanie Sully, "The Austrian Referendum 1994," *Electoral Studies*, Vol. 14, No. 1, March 1995. David Arter, "The EU Referendum in Finland on 16 October 1994: A Vote for the

West, not for Maastricht," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 33, No. 3, September 1995. Pertti Pesonen and Risto Sänkiaho, "The Finnish Referendum on Membership in the EU," *Yearbook of Finnish Foreign Policy 1994*, Helsinki, 1994. 三輪芳明「フィンランドのEU加盟問題―中立政策の変容観点から―」（『北欧史研究』第一一号，一九九四年三月）。拙稿「EU加盟をめぐるスウェーデンの政治過程―一九九一～九五年―」（『高崎経済大学論集』第三八巻第三号，一九九六年二月）。Ingrid Sogner and Clive Archer, "Norway and Europe: 1972 and Now," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 33, No. 3, September 1995. 吉武真理「ノルウェーのEU加盟問題―加盟拒否の背景―」（『外交時報』第一三〇八号，一九九五年五月）。同「民主主義社会と国民投票―ノルウェーのEU加盟問題を事例として―」（『法学政治学論究』第二七号，一九九五年一二月）。

(60) *EFTA Annual Report 1994*, p. 60.

(61) EFTA, "EFTA's New Partners," Geneva, March 1993. *EFTA Annual Report 1990*, pp. 35-36. *EFTA Annual Report 1991*, pp. 33-37. *EFTA Annual Report 1992*, pp. 29-33. *EFTA Annual Report 1993*, pp. 29-33. *EFTA Annual Report 1994*, pp. 49-52. *EFTA Annual Report 1995*, pp. 34-38. なお，EFTAはEUのように通商交渉の権限を付与されている組織でないため，協力宣言，自由貿易協定を締結したEFTA側の当事者は正確にはEFTAではなく，各EFTA加盟国である。EFTA諸国が締結した協力宣言，自由貿易協定の全文は，〈http://secretariat.efta.int/efta/library/legal/coop_decl/〉および〈http://secretariat.efta.int/efta/library/legal/fta/〉に収録されている。

(62) *EFTA Annual Report 1995*, p. 43.

(63) *EFTA Annual Report 1999*, p. 73.

(64) *EFTA Annual Report 2000*, pp. 24, 29. 〈http://secretariat.efta.int/thirdcountry/〉

(65) 詳細は，以下を参照。〈http://secretariat.efta.int/thirdcountry/〉および〈http://secretariat.efta.int/efta/library/legal/fta/〉

(66) EUの貿易協定一覧表は以下を参照。〈http://europa.eu.int/comm/trade/pdf/ecrtagr.pdf〉

［付記］本稿は、平成一三年度文部省科学研究費補助金（基盤研究Ａ２）「欧州秩序再編期・ロシアと隣接する欧州北部の変動をめぐる総合的研究」による研究成果の一部をなすものである。多くの方々から貴重な御支援、御助言を賜った。記して感謝申し上げます。